様式第２の３（第４条の２の４関係）

長期安定適格太陽光発電事業者認定申請書

①

２０２５年４月１日

経済産業大臣　殿

申請者（注１）

②

住　所　（〒100-0081）
東京都千代田区霞が関１－１－１

氏　名　経済産業株式会社
0000000000000
代表取締役　経済 一郎

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

電話番号　（00）0000－0000

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第４条の２の４第１項の規定に基づき、長期安定適格太陽光発電事業者の認定（以下「適格認定」という。）を受けたいので、次のとおり申請します。

③ 申　請　情　報（注２）	
認定基準⑴	■申請者及び申請者を密接関係者とする者が、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電する事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。
認定基準⑵の１	■申請者及び申請者を密接関係者とする者が、太陽光発電設備を用いて電気を発電する事業（以下「太陽光発電事業」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（運転開始済みのものに限る。）について、合計して５０，０００ｋW以上の実績を有すること。（注３） 認定を受けていない事業：２５，０００ｋW 新規認定の日が平成２９年度以降に属する事業：２５，０００ｋW 合計：５０，０００ｋW
認定基準⑵の２	■申請者が次のいずれかに該当し、かつ、太陽光発電事業における地域との共生及び保安の確保に関する取組方針について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載していること。（注４） ■その株式を金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所において上場している株式会社（以下「上場企業」という。）（注５） □地方公共団体の出資を受けている者 ■毎年度、長期安定適格太陽光発電事業者としての活動状況等について、経済産業大臣に報告すること。

認定基準⑶	■申請者の中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行っていること。（注６） ■当該コミットメントにおいて、集約する太陽光発電事業の容量及び事業継続する期間に係る定量的な目標を定めていること。（注６） ■毎年度、当該目標とその進捗状況に対する評価を行い、評価結果について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載すること。
認定基準⑷	■申請者及び申請者を密接関係者とする者が、次のいずれにも該当しないこと。 （ｉ）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条の規定による命令を受けた者であって、当該命令に係る違反の改善に必要な措置をとっていないもの （ii）法第１５条の規定により法第９条第４項の認定（法第１０条第１項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 （iii）法第１５条の６第１項の規定による命令を受けている者

	書類の種類	書　類　名	備　考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注７）	登記事項証明書	④
	②印鑑証明書（注７）	印鑑登録証明書	⑤
	③申請者を密接関係者とする者及び事業実績の一覧表（注８）	申請者を密接関係者とする者及び事業実績の一覧表	⑥
	④申請者と申請者を密接関係者とする者の資本関係等を証する書類	履歴事項全部証明書等	⑦
	⑤認定基準⑵の１の事業実績を証する書類	使用前自己確認結果届出書等	⑧
	⑥申請者が上場企業又は地方公共団体の出資を受けている者であることを証する書類	有価証券報告書	⑨
	⑦認定基準⑵の２の取組方針が掲載されている申請者自身が設置するインター	申請者のホームページの写し	⑩

	ネット上の主たるホームページの写し		
	⑧認定基準⑶のコミットメントが掲載されている申請者の中期経営計画等の写し	申請者の中期経営計画の写し	⑪
	⑨その他（注９）		⑫

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　各事項に適合する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注３）　小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値とする。
（注４）　説明会及び事前周知措置実施ガイドラインや事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）等も参考にしながら、地域の住民とのコミュニケーションや周辺環境への配慮に関する取組や、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に基づく各種の保安規制を遵守するための取組等について、申請者の取組方針（申請者を密接関係者とする者のうち当該取組方針の対象となる者の一覧を含む。）を公表すること。
（注５）　申請者に対する議決権の全てを保有する株主が上場企業に該当し、かつ、当該株主が認定基準⑴及び認定基準⑷を満たす場合、当該申請者が上場企業に該当するものとして取り扱う（ただし、当該株主が議決権を保有する者の中に、適格認定を受けている者又は申請している者が他にいる場合を除く。）。
（注６）　少なくとも低圧電源についてのコミットメントを行うこと。集約する太陽光発電事業の容量は、集約する低圧電源、高圧電源、特別高圧電源の規模別の容量（ｋＷ）とすること。
（注７）　公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注８）　申請者を密接関係者とする者の一覧表並びに申請者及び申請者を密接関係者とする者に係る認定基準⑵の１の事業実績の一覧表を添付すること。
（注９）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

記入方法

No	項目	必須有無	記　　入　　内　　容
①	－	**必須項目**	・申請書の提出日を記入します。
② (注1)	申請者 情報	**必須項目**	・申請者の事業者情報を記入します。印鑑の押印は不要ですが、申請者の印鑑証明書の添付が必要となります。 ・法人の場合、法人番号は１３桁の数字を記入します。詳しくは以下のURLをご参照ください。 国税庁法人番号公表サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ ・電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。 ・なお、これらの情報は認定後に資源エネルギー庁ＨＰで公表されます。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/tekikaku.html
③ (注2)	申請情報	**必須項目**	・各事項に適合する場合には、当該事項のボックスにチェックを付します。 ・各事項の詳細は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご参照ください。 ※各事項に適合しない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。
④ (注7)	添付書類① 住民票の写し等（法人にあっては、法人登記簿謄本）	**必須項目**	・個人の場合は住民票の写し、住民票記載事項証明書、又は、戸籍謄（抄）本のいずれか、法人の場合は会社等の登記事項証明書を添付します。 ・申請日より３カ月前から当該申請日までの間に発行された書類を添付します。
⑤ (注7)	添付書類② 印鑑証明書	**必須項目**	・申請者の印鑑登録証明書を添付します。 ・申請日より３カ月前から当該申請日までの間に発行された書類を添付します。
⑥ (注8)	添付書類③ 申請者を密接関係者とする者及び事業実績の一覧表	**必須項目**	・資源エネルギー庁ＨＰに掲載する様式を使用して、「申請者を密接関係者とする者及び事業実績の一覧表」を作成し、添付します。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/tekikaku.html ・「申請者を密接関係者とする者」とは次の者が該当します。一覧表には、次の者のうち、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電する事業を現在若しくは将来実施する、又は過去に実施していた者を記入します。 Ａ：申請者が当該者の社員である者（当該者が持分会社の場合） Ｂ：申請者が当該者に対する議決権の過半数を保有する者（当該者が株式会社の場合） Ｃ：申請者が当該者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者である者 Ｄ：申請者が上記Ａ～Ｃの者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条第３項に規定する親会社をいう。）である者 ・事業実績とは、申請者及び申請者を密接関係者とする者における認定基準⑵の１の事業の実績をいいます。

⑦	添付書類④ 申請者と申請者を密接関係者とする者の資本関係等を証する書類	**必須項目**	・申請者を密接関係者とする者について、上記⑥に記載の申請者との資本関係等に応じて、次の書類を添付します。 （ｉ）Ａの場合： 履歴事項全部証明書（当該者の社員が分かるもの） （ⅱ）Ｂの場合（以下のうちいずれか）： ・株主名簿の写し（代表取締役の原本証明付き） ・金融商品取引法に基づく法定開示制度に従って作成された資料（有価証券報告書等）の写し （ⅲ）Ｃの場合： 匿名組合契約書の写し（代表者の原本証明付き）、匿名組合出資証明書その他の匿名組合出資持分を証する書類 （ⅳ）Ｄの場合： 上記（ｉ）（ⅱ）に準ずる、申請者が親会社であることが分かる書類
⑧	添付書類⑤ 認定基準⑵の１の事業実績を証する書類	**必須項目**	・認定を受けていない事業については、当該事業の発電事業者、発電出力（ｋＷ）及び運転開始日が分かる書類（使用前自己確認結果届出書等）を添付します。 ・新規認定の日が平成２９年度以降に属する事業については、本書類は添付不要です（添付書類③に記載された設備ID等に基づき実績を確認します）。
⑨	添付書類⑥ 申請者が上場企業又は地方公共団体の出資を受けている者であることを証する書類	**必須項目**	・申請者が上場企業である場合は、申請者がその株式を金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場していることを証する書類（例：有価証券報告書、上場証明書）を添付します。 ・申請者に対する議決権の全てを保有する株主が上場企業である場合は、以下の書類を添付します。 ・当該株主がその株式を金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場していることを証する書類（例：有価証券報告書、上場証明書） ・申請者に係る添付書類④の（ⅱ）の書類 ・申請者が地方公共団体の出資を受けている者である場合は、その出資を証する書類として、添付書類④の（ⅳ）に準ずる書類を添付します。
⑩	添付書類⑦ 認定基準⑵の２の取組方針が掲載されている申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページの写し	**必須項目**	・備考欄に、当該ホームページのURLを記入します。 ※申請者を密接関係者とする者であっても、当該取組方針の対象者の一覧に含まれない者は、統括制度の利用拡大に係る施策の適用を受けられませんので、ご注意ください。詳細は以下をご参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/tekikaku.html

⑪	添付書類⑧ 認定基準⑶のコミットメントが掲載されている申請者の中期経営計画等の写し	**必須項目**	・申請者の中期経営計画等の写しとして、申請者の中期経営計画や、これに準じる申請者の中長期的な経営計画を記載した書類、こうした経営計画の内容を具体化した書類等の写しを添付します。 ・備考欄に、目標等の評価結果を掲載するホームページのURLを記入します。
⑫ (注9)	添付書類⑨以降	**必須項目**	・添付書類①～⑧以外に書類の添付が必要な場合には、添付書類数と同数の記載欄を追加し、書類名を記入します。 ・添付書類が外国語である場合は、主要事項の和訳版も添付します。